

平成28年勝浦町マラソン議会（9月会議）会議録第4日目

1 招集年月日 平成28年9月15日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 9月15日 午前9時30分 議長 国清一治

散会 9月15日 午前10時16分 議長 国清一治

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	籾公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	藪下武史
教育長	椎野和幸	参事兼 企画総務課長	野上武典
税務課長	笹山芳宏	産業交流課長	海川好史
住民課長	籾和夫	建設課長	柳澤裕之
福祉課主幹	木村美枝	教育委員会事務局長	河野稔彦
勝浦病院 事務局長	山田徹	会計管理者 出納室長	岡本重男

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 久木喜仁

1 議事日程（第4号）

開議宣告

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第1号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第2号 平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第3号）について

日程第4 議案第3号 平成28年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第5 議案第4号 平成28年度勝浦町簡易水道遠隔監視システム整備事業工事請負契約の締結について

日程第6 報告第1号 平成27年度決算に基づく財政の健全化判断比率について

日程第7 報告第2号 平成27年度決算に基づく資金不足比率について

日程第8 同意第1号 勝浦町教育長の任命について

日程第9 同意第2号 勝浦町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第10 同意第3号 勝浦町教育委員会委員の任命について

日程第11 諮問第1号 勝浦町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第12 町民の声に対する質問

日程第13 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで（第4号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（国清一治君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成28年勝浦町マラソン議会，9月会議を開きます。

本日の議事日程は，お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

法第121条第1項の規定により，説明者として出席を求めたのは中田町長，藪下副町長，椎野教育長，野上参事ほか関係課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

認定第1号，平成27年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定についてですが，審議不十分であり，審査に時間を要しますので，10月会議以降に送ることといたしたいと思いますが，これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ありませんので，そのように決定いたします。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第2，議案第1号，特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第5，議案第4号，平成28年度勝浦町簡易水道遠隔監視システム整備事業工事請負契約の締結についてまでを一括して議題といたします。

これより第二読会を開きます。

それでは，議案第1号について総括質疑を行います。

質疑のある議員は発言をお願いいたします。

議案第1号，質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

続いて，議案第2号について質疑を行います。

質疑のある議員は発言をお願いします。

一般会計補正予算です。

ありませんか。どなたからでも。ないですか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑なしと認めます。

続いて、議案第3号について質疑を行います。

質疑のある議員は発言をお願いいたします。

介護保険特別会計補正予算。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑なしと認めます。

続いて、議案第4号について質疑を行います。

質疑のある議員は発言をお願いします。

簡易水道契約の締結。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了します。

お諮りします。

議案第1号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第4号、平成28年度勝浦町簡易水道遠隔監視システム整備事業工事請負契約の締結についてまでを第三読会に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) ご異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定します。

これより第三読会を開きます。

議案第1号から議案第4号までの4件を一括して討論と採決を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(国清一治君) 起立多数と認めます。したがって、議案第1号から議案第4号は原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~

○議長(国清一治君) 次に、日程第6、報告第1号、平成27年度決算に基づく財政の健全化判断比率についてと日程第7、報告第2号、平成27年度決算に基づく資金不足比率についてを一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中田町長。

○町長(中田丑五郎君) 皆さんおはようございます。

それでは、報告2件についてご説明を申し上げます。

報告第1号は、平成27年度決算に基づく財政の健全化判断比率についてであります。

次に、報告第2号は、平成27年度決算に基づく資金不足比率についてであります。

それぞれ監査委員の意見を付して報告をいたします。

なお、詳細につきましては、担当参事から説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(国清一治君) 続いて、詳細説明をお願いいたします。

野上参事。

○参事兼企画総務課長(野上武典君) 報告第1号並びに報告第2号の詳細説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、平成27年度決算に

基づく4つの健全化判断比率を算出し、財政の健全化状況を判断いたしております。

まず、実質赤字比率でございますが、一般会計等の普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、平成27年度決算では、普通会計は黒字となっておりますので、数値はあらわれておりません。

次に、連結実質赤字比率では、特別会計も含めました前会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率でございますが、同じく前会計とも黒字でございますので、数値はあらわれておりません。

次に、実質公債費比率でございますが、普通会計の地方債元利償還金等から元利償還金に対して交付税措置される額等を除いた実質公債費の標準財政規模に対する比率で、決算年度を含めた前の3カ年の平均値をあらわします。この算出に用いる標準財政規模は、実質公債費と同様、元利償還金に対して交付税措置される額を除いて算出いたしております。平成25年度が9.90079、それから平成26年度は3.53633、平成27年度は3.98874で、3カ年を平均いたしますと5.8ということとなります。早期健全化基準の25.0を大きく下回っております。

最後に、将来負担比率でございますが、地方債の現在高等から公債費償還に充当できる減債基金などの額や、元利償還金に対して交付税措置される額を除いた地方債現在高の標準財政規模に対する比率で、地方債現在高より充当可能財源が上回っているため、数値としてはあらわれておりません。

なお、先ほどお配りさせていただきました資料の下のほうに、用語の解説等が載っておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

報告第2号につきましては、平成27年度決算に基づく資金不足比率についての詳細説明でございますが、公営企業会計の資金不足額の各会計事業規模に対する比率で、病院事業会計は、流動資産等から流動負債等を除いた額が、マイナスであれば資金不足が生じ、簡易水道会計及び集落排水事業会計は、実質赤字がある場合には、資金不足が生じることとなっておりますが、平成27年度決算では、いずれの会計も資金不足額はありませぬので、数値としてはあらわれておりません。普通会計また公営企業会計におきましても、現在健全な状況で財政運営ができていますものと思われまます。

以上、詳細説明といたします。

○議長（国清一治君） 詳細説明は終わりました。

この際、質疑はございませんか。

特にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 以上で2件の報告は終了しました。

~~~~~

○議長(国清一治君) 続きまして、日程第8、同意第1号、勝浦町教育長の任命についてを議題といたします。

議事日程の都合により、休憩といたします。

午前9時43分 休憩

午前9時44分 再開

○議長(国清一治君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の提案説明をお願いいたします。

中田町長。

○町長(中田丑五郎君) それでは、同意第1号の提案理由の説明をさせていただきます。

同意第1号、勝浦町教育長の任命についてでございます。

現在、椎野教育長の任期満了に伴いまして、次の者を教育長に任命したいので、教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めらるるものでございます。

住所は、勝浦町大字坂本字栄田29番地3。氏名、椎野和幸。生年月日、昭和29年9月21日でございます。どうぞよろしくお取り計らいを願います。

○議長(国清一治君) 町長の説明は終わりました。

お諮りします。

本件については、従来の慣例に従い、第二読会を省略し、直ちに第三読会において採決することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 異議なしと認めます。

これより第三読会を開きます。

この採決は起立によって採決を行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(国清一治君) 賛成者多数と認めます。したがって、同意第1号、勝浦町教育長の任命については原案のとおり同意されました。

議事日程の都合により、休憩いたします。

午前9時45分 休憩

午前9時46分 再開

○議長(国清一治君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

~~~~~

○議長(国清一治君) 次に、日程第9、同意第2号、勝浦町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の提案説明をお願いします。

中田町長。

○町長(中田丑五郎君) 続きまして、同意第2号の提案理由の説明をさせていただきます。

同意第2号、勝浦町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

次の者を勝浦町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

委員の住所は、勝浦町大字生名字神ノ木1番地1。氏名、山本達夫。生年月日、昭和25年5月7日でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長(国清一治君) 町長の説明は終わりました。

お諮りします。

本件については、従来の慣例に従い、第二読会を省略し、直ちに第三読会において採決することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 異議なしと認めます。

これより第三読会を開きます。



この採決は起立によって採決を行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（国清一治君） 起立者多数と認めます。したがって、同意第2号、勝浦町固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、本日追加提案されました日程第10、同意第3号、勝浦町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の提案説明をお願いします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 続きまして、本日追加提案をいたしました、同意第3号の提案理由の説明をさせていただきます。

同意第3号は、勝浦町教育委員会委員の任命について提案をいたします。

次の者を勝浦町教育委員会委員に任命をいたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

委員の住所は、勝浦町大字棚野字北川原38番地1、木原毅。生年月日、昭和26年9月28日でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（国清一治君） 町長の説明は終わりました。

お諮りします。

本件については、従来の慣例に従い、第二読会を省略し、直ちに第三読会において採決することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（国清一治君） 異議なしと認めます。

これより第三読会を開きます。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（国清一治君） 起立者多数と認めます。したがって、同意第3号、勝浦町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第11、諮問第1号、勝浦町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の趣旨説明をお願いします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 続きまして、同じく本日追加提案をいたしました諮問第1号の提案理由の説明をさせていただきます。

諮問第1号は、勝浦町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員として、住所は、勝浦町大字三溪字名田40番地2。氏名、中里良。生年月日、昭和21年11月2日を、法務大臣に推薦をいたしたいので、議会の意見を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（国清一治君） 町長の説明が終了しました。

お諮りします。

諮問第1号、勝浦町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、従来の慣例に従い、第二読会を省略し、直ちに第三読会において採決することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 異議なしと認めます。

直ちに第三読会を開き、採決を行います。

本件について諮問どおり答申することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、勝浦町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては諮問どおり答申することに決定しました。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第12、町民の声に対する質問を議題といたします。

提出議員の説明を求めます。

6番議員 笹公一君。

○6番（笹 公一君） それでは、町民の声に関する質問を行いたいと思いますが、案件は、阿南方面への通学タクシーの件でございます。

この事業は、地方創生事業の一環として今年度よりスタートし、保護者や関係者の方から感謝の言葉をよく耳にいたします。ただ、準備不足のままスタートした感はありませんが、1学期をテスト期間として、1学期終了後には保護者会と協議をして、2学期以降の運用に当たるということでしたので、このタイミングで保護者の方とも話した内容も踏まえて質問させていただきたいと思いますが、この件は教育委員会の事務局長のほうに答弁をお願いしたいと思うんですが、まず保護者会との協議は何回行われたんでしょうか。

○議長（国清一治君） 河野教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） まず、保護者会との協議でございますけれども、1学期を終えてということで考えておまして、8月7日と9月3日の2回持たせていただいております。

以上です。

○議長（国清一治君） 笹議員。

○6番（笹 公一君） 今2回協議が行われたということですが、それではその内容について、簡単に報告をお願いしたいんですが、まず現在通学している阿南のほうの高校は、どの高校に何名、学校ごとでなくて結構です、総人数で何名通学しているのか。それと、その通学している学年別で、1年生が何人、2年生が何人、3年生何人というようなことをお知らせ願いたいのと、その後これはまとめて聞いておきますが、乗車位置について、以前始まったときにも聞いているんですが、1学期を通じてどのような位置だったのか、また便数は、当初は朝1回、帰りが2便ということでしたが、その実態は1学期を通じてどのようなだったのか、それに対して保護者の方から何か意見があったのか。それと、時間についても同じことと思うんですが、料金も保護者の方から、1学期を通じて何か意見があったのかどうか、この点について説明を

お願いします。

○議長（国清一治君） 河野事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） まず1点目、通学している高校、それにあわせての学年別の利用者数ということでございます。

1学期の利用状況からご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、チケットを購入し、利用実績にある生徒数でございますけれども、富岡西高校が9名、それから富岡東高校が4名、それから阿南工業・高専が各1名で15名の利用でございます。その中で、利用頻度の高い安定的に利用されている学生、生徒さんといいますのは、富岡東高校で、第1学年が2名、第2学年が1名、3学年はございません、3名でございます。それから、富岡西高校のほうは、第1学年が6名、第2学年がゼロ、第3学年が1名の合計7名の、この2校を合わせての10名が頻繁に利用をいただいておりますという状況でございます。また、この2校の学年別でございますが、第1学年が8名、第2学年が1名、第3学年が1名の10名ということでございます。

それから、2点目の乗車位置についてのご意見ということで、保護者会のほうを持たせていただいたところでの意見でございますけれども、現行どおりの形をお願いしたいという保護者からの意見でございました。

現行どおりと申しますと、現在の乗車位置になりますけれども、行きは、横瀬発の呑口のソバ屋さん前、それからくいだおれさん前、それから花きゃべつ前、勝浦校前、それからJA生比奈支所前、沼江の軍人墓地の前の3差路のところ、それからあと富岡西高校の前のサークルKのコンビニです、それから最終はフジグラン横のセブンイレブンの横の駐車場をお借りしているというところで停車をいたしております。帰りのほうは、行きと同様の経路になるわけですが、乗る方によって生名の旧道のイチョウの木をのほうを経由しているときもございます。

それから、3点目に、便数と時間の関係でございますけれども、これにつきまして、保護者会の意見としましては、現行どおりでお願いをいたしたいということで、平日になりますけれども、1日3便で、朝の第1便は6時50分横瀬発、それから夕方1便は5時、それから第2便が6時30分ということで、フジグラン横のセブンイレブン横を発といたしております。

それからもう一点、料金についての意見でございますけれども、乗車場所によって、距離に応じた見直しをしてほしいという保護者からの意見もございました。これについて、保護者会の中でも十分意見を交わしたところなんですけれども、最終的には、現行どおり一律の今現在の料金でございますけれども、600円で継続をするというところに話はまとまったところでございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（節 公一君） 今局長のほうから説明していただいたんですが、おおむね保護者の方は現行どおりの体制でいいというようなことで、若干料金のところが、これは後の課題のところでももう一度触れますけれども、いいんじゃないかというようなことです。

もう一点、保護者の方と話をしよって、町のほうから補助金が出るようになってんですが、これは保護者会のほうは、多分タクシー会社さんへの支払いとかがあると思うんですが、利用料金だけでは多分足らんから、補助金を組んどると思うんですが、その補助金の支払いを早目にしてもらえたらというようなこともあったんですが、そこらあたりについての要望というのはなかったでしょうか。

○議長（国清一治君） 河野事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） ただいま議員おっしゃるとおり、この補助金は、保護者会での負担金だけでは運営ができませんので、町のほうから助成を行うという形をとっております。助成としましては、保護者会のほうへ助成となるわけでございますけれども、新規事業で確かに事務手続が少しおくれたことは否めません。これについては、1学期分の精算、それから2学期分の一部概算分も合わせて、予算の範囲内で9月中に支払いをすることでご了解もいただいているとこととでございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（節 公一君） 事業の運用に支障がないように、支払いのほうをよろしくお願いたいなと思うんですが、現状についてはよくわかりました。

それでは、今度は2学期以降の運用、いわゆる今後の課題ということなんです、当初もともとは町有の乗用車で行くというような案があって、認可の関係とかでタク

シー会社のほうに依頼して、現在もまだ2学期もタクシー会社のほうで行ってるわけです。そのことについては、町有車のほうを利用するのか、あわせて1学期中の間にずっと検討していくということでしたら、2学期が始まって、タクシー会社のほうで委託しているという現状から、その町有車を利用して、保護者のほうで運用するという案はもうなくなったのか、それとも継続していろいろと検討はしていった、どっかの時点で見直すという可能性があるのか。いわゆる運行体制について、どのような見解を持っておられるのか、教育委員会としての説明をお願いしたいと思います。

○議長（国清一治君） 河野事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） 1学期は、ジャンボタクシーでの運行でということを進めてまいりました。

2学期以降についてのご質問でございますけれども、町としましては、公用車の対応による、これは当初の形を想定はしておったんですけれども、先ほど議員おっしゃるように、手続の関係で、すぐに取り入れることができなかったということなんですけれども、町としましては、公用車対応による運行方式を、年内登録に向けて作業を進めて現在おります途中であります。手続が完了するまでの間は、ジャンボタクシーによる今の現行の運行を継続して実施をしていきたいと考えております。

なお、現在のめどとしましては、3学期からの施行ができればと——これは町の公用車を使ってということなんですけれども——考えておりますが、事務の手続上、延長も考えられますので、運用方法によりましては、財政面で当初予定をしており、また予算を多少オーバーしていくというところも若干お含みをいただきたいということでご理解をいただければと考えております。

○議長（国清一治君） 笹議員。

○6番（笹 公一君） 今の件については、後のほうで一括して今後の課題いというところでお聞きしたいと思うんですが、先に先ほど出てました料金の問題です。いわゆる距離別が、一番学校から遠いところというのは横瀬の西のところですが、それと一番近いところでは沼江のところ、かなり距離数で、本来ならバスにしても、距離によって料金が変わるわけなんで、今暫定的に同一料金で行ってるという話で、保護者の方からは、一部当然近い人にはもっと安くというような話も要望もあるけれども、現在のところは同意できて、同一料金で行くというようなこと、これはこの1年間はその

れで行くというような見通しなんでしょうか。

○議長（国清一治君） 河野事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） 議員のおっしゃるとおり、今年度につきましては600円で行きたいと考えております。保護者のほうからも意見もございました、いろいろ。どのタイミングでもし変えるとすれば変えていくのかというようなご意見もあったんですけれども、今年度と言いましたけれども、当面は600円で。もしそういう町の公用車を使つてと、こういう形をとるような状況になれば、当然また見直しと協議をさせていただくというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 籾議員。

○6番（籾 公一君） 委託先が3学期に中止になる可能性もあるんで、その時点が一つのタイミングだろうということもよくわかります。

それと、もう一度保護者の方が1つ心配されているのが、利用者がふえた場合は、今現在、先ほど説明があったとおり、15人の方が利用券を買っていただいて、常に利用しているのは10人ということで、中でも1年生が8人と非常に多い。これは、当然今年度からしたわけで、今の2年生、3年生の人は、今まで既に送り迎えの体制というのができておったんで、1年生が新しいから多いというのはわかるんですが、ということは、これは非常に便利でありがたいという話になってきたら、来年度の利用される方は多くなる可能性があるわけです、これはニュースで皆わかりますから。という、今の現状でいうたら、ジャンボタクシーなり町の乗用車でした場合に、3年生は今聞きましたけど、1人です、ということはこの方は当然卒業されるわけですが、今度入ってくる、今1年生が8人おって、2年生が1人おって、またさらに今度は新しい1年生が入ってきたときに、定員をオーバーする場合に、そのことについてもっと大きな車にするのか、台数をふやすのか、そこらあたりのことは何か検討されてますか。

○議長（国清一治君） 河野事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） この利用者の対応なんですけれども、町としましても一番心配しているところではございます。

現状のジャンボタクシーは、暫定措置ということで9人までの乗車ということにな

りますけれども、10人以上となる場合には、現状は保護者会で調整をとっていただくということでご理解をいただいておりますけれども、来年度以降、新しく進学される方が阿南方面に行かれるということの想定もされることもあります。現状の9人を超えてくると、乗れる可能人員が9人以上になってくるという場合が当然心配される場所なんですけれども、この場合については、当然1クラス大きいバスの15人乗りとか、それからそれ以上になればマイクロバスといったところを考えていかなければいけないなど、それでそういった意見も保護者会のほうからもいただいておりますけれども、これにつきましては、今の1年生が2年生以降は富岡西の方が多いんですけれども、その方々がバイク通学ができるとかそういった要素もありまして、それからあと1年生で今想定しておるのは、保護者会でもこれは話の上でなんですけれども、5人ぐらいはもしかしたら入ってこられるという場合を想定して、これについても、結局確実な数字がつかめないところがありますので、最終的には今の現時点では判断できないんですけれども、今後何らかの対応を検討していかないかというふうには考えております。

ここまでの今の段階では、そういうふう考えてます。

○議長（国清一治君） 籾議員。

○6番（籾 公一君） 来年のことは、進路のことですんで、中学校の進路のほうともよく連絡もとって、情報は集めていってもらいたいと思うんですが、その他のところで、現在予算化は200万円の当初の予算を組んだんですが、1学期を過ぎて、今2学期に入って、どうですか、この予算内でおさまりそうですか、補助金というか、出すのは。それとも、見通しとして余りそうなんですか、足りないんですか、どんなような見通しを持っていますか。

○議長（国清一治君） 河野事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） 率直に申しますと、見通しとしましては、現状続けるとなりましたら、当然若干不足をしてまいります。その対応というのも考えて当然いかなければいけないんですけれども、それにあわせて当然公用車を使用するという方向に向けての進めを進めておるところなんですけれども、今現在この1学期の試行運転で、朝と夕方の第1便につきましては、こちらの目標としてました1回当たりの平均をとって5人以上とお願いをするなりを目標としておったんですけれど



も、朝の1便と夕方の1便につきましては、かなりご利用いただいております、この夕方の2便に、これについて乗車人員が少ないというところで、先般の保護者会でも、この2便について、今後利用状況がこういった状況で推移していくならば、減便をさせていただきたいということも含めて、こちらのほうから試案をさせていただいております。

そういったところで、今すぐにこの結論というのは出ないんですけれども、9月に様子を見させていただきまして、できるだけ町としましても、この事業を継続していきたいと考えておりますので、とにかく保護者会のほうには、利用されてない生徒さんに、その方にも呼びかけていただいて、とにかく利用いただけるような呼びかけもしてほしいということも伝えておるんですけれども、結論としましては、こちらから申し出ておるのは、減便も含めて、今後もし利用が少なければ、減便もしくは廃止までは考えてないんですけれども、そういったところも保護者会には伝えております。そういったところで説明しております。

○議長（国清一治君） 籾議員、一応時間の申し合わせがありますので、答弁者も簡潔に。ちょっと答弁が長い。お願いします。

○6番（籾 公一君） 今議長が言われたように、予定の時間が過ぎましたので、もう最後にしますが、私が質問したのは、予算内でおさまるのか見通しをとということだったので、当然足らなくなるというようなこと。当然足らなくなるということは、当初は公用車を利用する考えで予算をしとったんで、タクシーになった。その点だけを言うていただいたらよかったです。

最後に、さっき局長からありました3学期以降は町有の乗用車も検討しているというようなことで、ここで問題になってくるのは、安全対策というか保険の関係、保護者会の運用体制、そういうことになってくると思うんですが、これは今後ここで言う話ではないんで、地方創生の特別委員会もありますので、その中で協議もしていきたいと思っております。当然出てくる話と思うんですが、局長言っていました今後も継続していきたい、これは当然継続していってもらわなかったら弱りますので、いろいろな課題が出てこようと思えますけれども、議会のほうもいろいろと皆で問題点をチェックして、よりスムーズな運行ができるように皆で協力していきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（国清一治君） 一応関連質問の規程にはなっておるんですけども、時間も過ぎておるので、よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 以上で町民の声に対する質問は終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第13、議員派遣についての件を議題とします。  
お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにいたしたいと思  
います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり派遣  
することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時16分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員